

< 資料3 >

設置管理条例及び実施方針条例で定めるべき事業条件 （審議事項）



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

1.「利用区分・料金設定」	3
---------------	---

2. 補足	4
-------	---



1.「利用区分・料金設定」

- 「設置管理条例及び実施方針条例で定めるべき事業条件」のうち、第2回審議会で指摘事項を多くいただいた**⑤利用区分・料金設定**について、以下の整理が相当か審議いただく

項目	整理事項	事業条件
⑤利用区分・料金設定		① <u>利用料金は、一般利用とその他利用に分けて設定することとする</u> ② <u>一般利用での利用料金は、市内公共施設の利用料金単価を基準として上限を定め、その範囲内で運営権者が設定できるようにする</u> ③ <u>その他、営利を目的とする興行等での利用料金は、近隣の類似施設などの価格や利用者のニーズを勘案して、運営権者が設定できるようにする</u> ✓ 一般利用は、市内の公共施設を参考に、「物品販売・営利・営業・宣伝・料金を徴収しない利用」、これ以外を「その他、営利を目的とする興行等での利用」として定めることを基本とし、今後条例案への記載方法を検討する ※補足(1)_一般利用の定義 ✓ 利用料金については、公共施設等運営権者（以下、「運営権者」という）が市と協議して決めることとし、協議の上、運営権者が市に対して届出を行う ※補足(2)_料金の設定、補足(3)_料金イメージ ✓ 施設利用における光熱費については、本市の体育施設及び類似施設と同様に、会議室等の諸室については利用料金に含まれるものとし、メインアリーナについては実費精算を想定する ※補足(4)_光熱費の取扱い
④業務範囲 ※利用区分・料金設定に 関連して整理		● <u>利用の許可は指定管理者が行い、利用に係る利用料金は運営権者が定め、これを収受する</u> ✓ 本市は負担付きの寄附として、公の施設として寄附を受けるため、指定管理による運営を前提としつつ、民間独立採算の施設運営を実現するために公共施設等運営権を設定することとしている ✓ 公の施設として貸し出すためには指定管理者による許可（取消、中止命令含む）が必要となるが、裁量ある運営を実現するため利用料金の設定は運営権者が行い、その料金を運営権者が収受することを想定する



2. 補足(1)_一般利用の定義

- 本施設はアリーナだけでなく会議室等の諸室を積極的に貸し出す予定であり、東祥アリーナ安城等の市内公共施設の諸室利用に近い。これらの施設では、基本とする利用を**物品販売・営利・営業・宣伝・料金を徴収しない利用**としている
- 本施設においては、会議室等の諸室の一般利用も想定されるため、アンフォーレや安城市民会館などの**公共施設と同じ「基本となる利用」を一般利用の定義とすることが望ましい**と考える

分類	項目	設置目的	一般利用の規定	一般利用可能な諸室	基本となる利用
類似施設	エディオン ピースウイング広島	● スポーツの試合、競技会等の普及及び振興 ● 年間を通じた広島のにぎわいの創出	-	● スタジアム、会議室	● アマチュアスポーツ利用 ● 入場料徴収なし
	IGアリーナ	● スポーツの振興及び県民の文化的教養の向上	● 営利を目的としないスポーツ、学校教育又は社会教育を行うための利用	● アリーナ、サブアリーナ ● 会議室等（3室）	● 運営権者によって設定
	東祥アリーナ安城 (安城市体育館)	● 体育の進行及び普及並びに健康の増進	-	● アリーナ ● 会議室（6室）	● 入場料を徴収しない ● 営利宣伝含めスポーツ以外の目的で利用しない
市の公共施設	アンフォーレ (中心市街地拠点施設)	● 中心市街地の賑わい創出及び活性化	-	● ホール ● 会議室（5室）	● 物品販売・営利・営業・宣伝等の目的で利用しない ● 高額入場料金やその他これに類する金銭を徴収しない
	安城市民会館	● 市民の文化及び教養の向上並びに福祉の増進	-	● ホール ● 会議室（18室）	● 催物・物品販売・営利・営業・宣伝等で使用しない場合 ● 料金を徴収しない
	へきしん ギャラクシープラザ (中央公民館)	● 市民の文化及び教養の向上並びに福祉の増進	-	● ホール ● 会議室（19室）	● 営利目的で利用しない ● 特定の政党の利害に関する利用をしない ● 特定の宗教・教派・宗派・教団を支援する利用をしない
	明祥公民館 (公民館)		-	● ホール ● 会議室（7室）	

2. 補足(2)_料金の設定

- 第1・2回審議会での総括を踏まえ、「一般利用に対する配慮」、「興行等の料金における民間裁量」をポイントに料金設定のパターン整理を行った。市民等による一般利用の料金は条例で一定の制限をかけつつ、興行等の利用の料金は民間による自由度の高い料金設定が可能となるパターンについて検討している
- 本施設では、パターン④をベースに、一般利用では条例で上限額のみを定める方式が想定される

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④	パターン⑤
類似事例	- 東祥アリーナ安城 - ウイングアリーナ刈谷※1	エディオンピースウイング広島	②×④の組み合わせ	IGアリーナ	- 沖縄アリーナ - 佐賀アリーナ※2
料金体系	一般料金 ・基準額を設定 (金額固定) ↓×係数 興行料金 等 ・基準額×係数 (金額固定)	一般料金 ・基準額範囲内で 民間が設定 (市長承認) ↓×係数 興行料金 等 ・基準額×係数の範囲 内で民間が設定 (市長承認)	一般料金 ・基準額範囲内で 民間が設定 (市長承認) 興行料金 等 ・市長と協議のうえ 民間が設定 (届出のみ)	一般料金 ・上・下限範囲内で 民間が設定 (届出のみ) 興行料金 等 ・市長と協議のうえ 民間が設定 (届出のみ)	一般料金 ・ 興行料金 等 ・上限範囲内で 民間が設定 (市長承認)
運営手法	指定管理のみで可能	一般的に指定管理のみで可能だが、本市では <u>運営権設定要</u>	<u>運営権設定要</u>	<u>運営権設定要</u>	指定管理で対応する事例もあるが、本市では <u>運営権設定要</u>
ポイント1 一般料金に対する配慮	市が標準的な金額を固定で定めることが可能	- 市が標準的な金額を上限として定めることが可能 - 民間が料金設定する際には市長の承認が必要		- 市が標準的な金額を上・下限として定めることが可能 - 民間が料金設定する際には市長へ届出が必要	- 興行料金と分けて一般料金の設定が不可 - 民間が料金設定する際には市長の承認が必要
ポイント2 興行等の料金における民間裁量	基準額×係数で固定金額が定められるため、民間による設定・変更は不可	- 基準額×係数の範囲内で民間が設定可能 - 民間が料金設定する際には市長の承認が必要	- 上・下限の設定がないため、民間が自由に設定可能 - 民間が料金設定する際には市長へ届出・協議が必要		- 上限の範囲内で民間が設定可能 - 民間が料金設定する際には市長の承認が必要
比較評価	市が標準的な金額をもとに<u>一般料金を固定で設定可能</u>であるが、<u>民間により興行料金の設定・変更ができない</u>ため、独立採算を前提とする本事業では劣後	市が標準的な金額をもとに<u>一般料金(基準額)を設定できる</u>が、興行料金＝基準額×係数であることから、<u>③、④と比べ、興行料金における民間裁量は限定的</u>	④と同様、<u>興行料金における民間裁量は最も大きい</u>が、一般料金の下限を定められない点から、<u>④と比べ一般料金が極端に安価な設定になる可能性あり</u>	市が標準的な金額をもとに、<u>市民等が利用しやすい価格帯で一般料金を設定</u>でき、さらに<u>最も自由に民間が興行料金を設定できる</u>ことから優位	興行料金と切り分けて一般料金を設定できないため、<u>民間裁量は確保できるが、市民等が利用しやすい高額な料金設定になる可能性あり</u>

2. 補足(3)_料金イメージ（市内の公共施設）

- 本市の公共施設における利用料金は以下のとおり
- 一般利用時の利用料金については、計画主体は市内の類似公共施設並みの料金を想定している

施設名	主な諸室の利用料金	備考
アンフォーレ (中心市街地拠点施設) (指定管理)	ホール：午前4,000円、午後6,600円、夜間8,400円、1日16,100円 ※1 (土日祝：午前5,000円、午後8,200円、夜間10,500円、1日20,100円) 会議室：午前550～830円、午後690～1,050円、夜間910～1,380円、1日1,830～2,780円 エントランス：午前10円/㎡、午後10円/㎡、夜間10円/㎡、1日30円/㎡	- 物品販売の目的で利用する場合には3倍 - 営利、営業、宣伝等の目的で利用する場合には2倍 1,000円を超える入場料金その他これに類する金銭 ※2 を徴収する場合には2倍
安城市民会館 (指定管理)	ホール：午前23,100円、午後37,400円、夜間48,400円、1日92,400円 (土日祝：午前28,600円、午後47,300円、夜間56,100円、1日114,400円) ホワイエ：午前6,910円、午後9,230円、夜間11,530円、1日23,100円 (土日祝：午前9,450円、午後12,630円、夜間15,710円、1日31,450円) 会議室（楽屋含む）：午前430～4,710円、午後480～5,930円、夜間700～7,250円、1日1,310～14,610円	1,000円を超える入場料金を徴収する場合 ※2 で、催物をするため会館を利用する場合には2倍 - 物品販売の目的で会館を利用する場合には3倍 - 教室等の開設により、営利、営業、宣伝等の目的で会館を利用する場合には2倍 - 衣浦東部広域行政圏内の住民以外の者が利用する場合には2倍（ホールは1.5倍） - ホール利用に係る舞台練習及び催物準備の場合には30%
へきしん キャラクシープラザ (中央公民館) (直営)	ホール：午前13,200円、午後18,700円、夜間27,500円、1日50,600円 会議室：午前430～3,830円、午後530～4,930円、夜間760～5,930円、1日1,630～13,630円	ホール利用に係る舞台練習及び催物準備の場合には30%
明祥公民館 (直営)	多目的ホール：午前1,880円、午後2,170円、夜間2,790円、1日5,610円 会議室：午前240～770円、午後280～880円、夜間380～1,140円、1日780～2,290円	- バスケットボール、バレーボール、バドミントン又は卓球のため個人が多目的ホールを利用する場合には、徴収しない - スポーツのため多目的ホールの一部を利用する場合には2分の1 - ホール利用に係る準備又は原状回復の場合には30%

2. 補足(3)_料金イメージ（類似施設）

- 計画主体は、基本料金を設定すること、市民などの一般利用と興行利用で差を設けることが望ましいと考えている。また、一般利用は市内の類似公共施設並みの料金、興行等の利用はIGアリーナ（愛知県新体育館）など近隣の類似施設を参考に、裁量のある料金設定となることを望んでいる

施設名	主な諸室の利用料金	備考
東祥アリーナ安城 （直営）	【スポーツ利用・入場料徴収なし】 体育館（12分の1）：410円/2時間（夜間660円/2時間） 大会議室：1,610円/2時間（夜間2,100円/2時間）	- スポーツ利用・入場料を徴収する場合は4倍 - 営利宣伝利用・入場料を徴収しない場合は8倍 - 営利宣伝利用・入場料を徴収する場合は12倍 - スポーツ・興行利用以外・入場料を徴収しない場合は4倍、入場料を徴収する場合は6倍 - 土日祝の場合は1.2倍
ウイングアリーナ刈谷 （指定管理）	【アマチュアスポーツ利用・入場料徴収なし】 メインアリーナ：6,750円/3時間、24,700円/全日 （土日祝 8,150円/3時間、29,700円/全日※約1.2倍） サブアリーナ：4,150円/3時間、15,200円/全日 （土日祝 5,000円/3時間、18,200円/全日※約1.2倍） 大会議室A：1,350円/3時間、4,950円/全日	- アマチュアスポーツ利用・入場料を徴収する場合は2倍 - 興行（営利又は宣伝を目的として入場料等を徴して大衆に見せるもの）の場合は12倍 - アマチュアスポーツ・興行以外の利用・入場料を徴収しない場合は4倍、入場料を徴収する場合は12倍 - 市民以外による貸し切り利用の場合は1.5倍 - 準備又は原状回復のため使用する場合は半額
IGアリーナ （指定管理・運営権）	【基準額】 メインアリーナ：825,000円/全日 132,000円/時間外1時間（土日祝は4/3倍） サブアリーナ（半面利用は半額）：4,200円/午前・午後①・午後② （夜間9,800円、全日：34,000円） 多目的ホール（半面利用は半額）：サブアリーナと同額 多目的室：900円/時間	「営利を目的としないスポーツ、学校教育又は社会教育を行うための利用」の利用料金は、基準額（左記）に対し±30%以内で運営権者が定める 「その他の利用」の利用料金は、基準額（左記）によらず、運営権者が知事と協議して定める
エディオン ピースウイング広島 （指定管理）	【アマチュアスポーツ利用・入場料徴収なし】 フィールドおよびスタンド（大人）※小人は約半額で設定 双方利用時：午前・夜間77,350円 午後103,130円 1日257,830円 超過時間（1時間）32,220円（1時間あたり約25,780円） 一方のみ：上記金額の約半額	- アマチュアスポーツ以外の場合は2倍 - 入場料を徴収する場合には入場料の額に応じた額（入場料等の総収入×0.1×1.1）を加算 - 小人・大人が共同で利用する場合には大人が使用する場合の金額

2. 補足(4)_光熱費の取扱い

- 光熱費の設定については、下記のとおり施設・条例により記載が異なっている
- 本施設の料金設定においては民間に裁量を持たせ、実勢の料金設定を目指しており、また光熱費の高騰/下落に伴う流動的な料金徴収を可能とする観点から、IGアリーナを参考とした記載が望ましいと考えられる

施設名	条例上の記載	評価
IGアリーナ (指定管理・運営権)	一般利用・興行利用ともに<u>運営権者により設定した金額を利用料金に加算。</u> (愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例) ● 電力、ガス又は水道を使用する場合にあつては、その額に実費を勘案して公共施設等運営権者が定める額を加算した額	● 運営権者による実費を勘案した流動的な料金徴収が可能
東祥アリーナ安城 (直営)	<u>実費での徴収。</u>(ただし金額については市長による設定) (安城市体育施設の設置及び管理に関する条例) ● 冷暖房を利用する場合は、実費として市長が定める額を徴収する。	● 光熱費が高騰/下落した場合に都度設定が必要
エディオン ピースウイング広島 (指定管理)	記載なし	● 光熱費について別途検討が必要
佐賀アリーナ (指定管理)	<u>光熱費を含む維持管理費用について、利用料金を設定する旨を記載。</u> (SAGAサンライズパーク条例) ● 利用料金は、サンライズパークの施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。	● 利用料金と紐づいた設定となっているため、光熱費単体で流動的な料金徴収が難しい

